

見てわかる 生徒指導ハンドブック

# 学校事故対応 ハンドブック

～学校危機管理を踏まえた学校事故対応を目指して～

## I はじめに

学校危機管理とは ..... P.1

## II 迅速・適切な初期対応

- 1 初期対応のポイント ..... P.3
- 2 学校事故に関わる法的な責任 ..... P.4

## III 学校事故事例

- 事例1 頭部打撲に関する事故 ..... P.5
- 事例2 歯に関する事故 ..... P.7
- 事例3 熱中症に関する事故 ..... P.9
- 事例4 食物アレルギーに関する事故 ..... P.11
- 事例5 登下校中の事故 ..... P.13
- 事例6 授業中の事故 ..... P.15
- 事例7 休み時間の事故 ..... P.17
- 事例8 不審者に関する事故 ..... P.19
- 事例9 SNS等に関する事故 ..... P.21

## IV 事後の支援・対応

- 1 重大な事件や事故が発生した際の保護者・報道機関対応 ..... P.23
- 2 児童生徒の心のケア ..... P.25
- 3 学校事故の補償制度 ..... P.27

## V 再発防止と未然防止 ..... P.29

## VI 参考資料 ..... P.31

見てわかる 生徒指導ハンドブック

# 学校事故対応 ハンドブック

～学校危機管理を踏まえた学校事故対応を目指して～

令和6年3月 仙台市教育委員会



この印刷物は、  
輸送マイルージ低減によるCO<sub>2</sub>削減や  
地産地消に着目し、国産米ぬか油を使用した  
新しい環境配慮型インキ「ライスインキ」で印刷し、  
印刷用の紙へリサイクルできます。



**リサイクル適性(A)**  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 学校危機管理とは

## 【学校危機管理の目的】

学校は児童生徒にとって安全・安心な場所でありたい。そのため、日頃から教職員が学校事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には、被害や影響を最小限にとどめられるよう、適切に対応することが求められます。学校危機管理において一番重要なことは児童生徒の生命・安全・安心を守ることです。

なお、本ハンドブックでは、学校の管理下（※P4参照）で発生した事故だけでなく、学校の管理下に含まれない事故等であっても、児童生徒個人や学校での交遊関係に配慮した対応が必要になる事故等も取り扱います。

## 【本ハンドブックの活用に当たって】

児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校事故の未然防止と、事故発生時の迅速で適切な対応を目指します。各学校におかれましては、本ハンドブックを参考に、以下の観点で各学校の危機管理体制の確認や見直しを行い、全教職員による組織対応をお願いします。

「危機管理体制の構築と適切な対応」「校内研修の実施」「全教職員の危機管理意識の高揚」

### 学校危機管理の流れ



II 迅速・適切な初期対応  
III 学校事故事例  
IV 事後の支援・対応  
V 再発防止と未然防止  
VI 参考資料

II 迅速・適切な初期対応  
III 学校事故事例  
IV 事後の支援・対応  
V 再発防止と未然防止  
VI 参考資料

# 1 初期対応のポイント

◆事故等の発生時には、応急手当や通報とともに、被害児童生徒等の保護者への連絡や他の児童生徒への対応など多くのことが求められます。全教職員が共通理解し、組織的な対応が行えるようにすることが重要です。事故等が発生した際には、下記の視点を参考に迅速、適切に対応しましょう。



## 生命・安全を最優先とした対応

### 【生命・安全を最優先とした対応】

●事故等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速かつ適切な応急手当、緊急連絡・救急要請を行うことが大切です。

### 【責任ある対応】

●管理下で事故が起こった場合には、原則として教職員が救急車に同乗する等、医療機関に付添い、経過や診察結果を学校に報告します。児童生徒のけがの程度が大きい場合には、管理職も医療機関へ出向き、保護者に管理下で事故が起こったことについて謝罪し、お見舞いの気持ちを伝えます。

## 保護者連絡

### 【迅速な保護者への一報】

●被害児童生徒の保護者に対し、事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡します。その際、事故等の概要、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で行います。  
●被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努めます。

### 【保護者への十分な説明】

●学校は管理下での事故発生について誠実に謝罪し、今後の学校対応について真摯に説明することが大切です。

## 正確な事実の把握

### 【聴取による事実確認】※自損か他害か必ず確認！

●正確に事実を把握することが大切です。被害児童生徒からの聴き取りが難しい場合は、目撃者から事故発生の状況を聴き取ります。被害児童生徒から聴取せず、事実が確定していない段階で、憶測で保護者へ説明することは控えます。

## 組織での情報共有

### 【速やかな情報共有】

●事故等が発生した場合には、迅速に管理職に被害児童生徒のけがの状態や事故概要を報告し、対応の指示を仰ぎます。  
●状況により、その場から離れることが難しい場合には、周囲の教職員や児童生徒等に職員室への一報を依頼し、迅速に情報共有します。

### 【万が一を想定した対応方針の検討】

●その時点では大したことがないと思っても、後々に大事に発展する場合もあるので、必ず管理職へ報告します。

## 明確な役割分担

### 【速やかな役割の決定】

●医療機関への付添い、保護者連絡、時系列の対応記録、事故状況を明らかにするための複数の教職員による聴き取り、情報の集約と整理等、いつ、どこで、誰が、何をするのかを明確に役割分担します。

### 【通常の学校運営】

●緊急対応を最優先で行いますが、他の児童生徒が通常の授業を受けられる状況であれば、なるべく平時に近い状態となるように役割分担して学校運営を行います。

## 関係機関への通報・協力要請

### 【教育委員会との連携】

●管理職が窓口となり、速やかに教育委員会に報告します。

### 【関係機関への通報・連携】

●必要に応じて警察等へ通報、相談、協力要請するなど、各関係機関と連携します。

# 2 学校事故に関わる法的な責任

## 国家賠償法

公務員（地方公共団体所属の教職員）がその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負います（同法第1条第1項）。なお、その公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は地方公共団体は、その公務員に対して求償権、つまり支払った賠償金を補填するように請求することができます（同法第1条第2項）。



また、校舎や校門など、公の営造物の設置または管理に不備（欠陥）があったために他人に損害を与えた場合も国又は公共団体がこれを賠償する責任を負います（同法第2条）。

## 安全配慮義務

学校には、児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるように配慮する義務があります。事故が発生しないよう、細心の注意を払い、安全を確保した上で教育活動を行うことが求められます。

### 【最判昭和62年2月6日（判例タイムズ638号138頁）】

「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務があることは言うまでもない」

## 学校管理下

### 【独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項「学校管理下」の定義】

- 1 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 2 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 3 前2号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 4 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- 5 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

## 教職員の責任も問われます

### 【民事上の責任】

教職員の故意、過失によって事故が発生した場合であっても、学校の設置者である地方公共団体が損害賠償責任を負うことになります。

ただし、教職員に故意又は重大な過失がある場合は、設置者が一旦損害を賠償した上で、設置者は教員に求償することができます。

### 【刑事上の責任】

裁判手続きによって、刑法に基づき、法的責任が追及される可能性があります。

多くの場合「業務上過失致死傷罪」（刑法第211条）ですが、体罰事故では「傷害罪」（刑法第204条）「暴行罪」（刑法第208条）が適用される場合もあります。

### 【行政上の責任】

学校事故の発生が、教職員の職務上の義務違反に関係があると認められるときには、地方公務員法上の責任が問われることになります。

もしも、職務遂行上の義務違反や職務怠慢があれば、地方公務員法上の服務義務違反として、懲戒処分の対象になります。（地方公務員法第29条）

# 事例1 頭部打撲に関する事故

II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

VI 参考資料

## 事例

昼休み、生徒Aは教室を走って移動していたところ、友人の荷物に足が引っかかり、転倒し、後頭部を床にぶつけた。生徒Aは恥ずかしさもあり、周囲に「大丈夫。大丈夫」と話したが、近くにいた友人が心配して担任に相談した。担任は生徒Aに状況を確認したが、「少し痛いんですけど、大丈夫ですよ」と話したため、下校までそのまま過ごさせた。夕方、保護者から「子どもが頭痛と体調不良を訴えているため、状況を教えてほしい」との電話があった。



## 事例における課題

### 【初期対応】

- 担任は当該生徒を保健室に連れて行ったか。または、保健室に行くように促したか。
- 担任は周囲にいる教職員（または生徒）に伝え、職員室への一報を依頼したか。
- 生徒A及び周囲の生徒から事実確認し、正確な事実を把握したか。
- 保護者へ事故の一報を速やかに行ったか。
- 救急搬送が必要な場合、教員が付添ったか。
- 事故対応について、時系列で記録を取ったか。

### 【未然防止】

- 教室での過ごし方について日頃から指導していたか。
- 荷物の置き場所は適切だったか。
- 頭部のけがの際には、教職員が慎重に判断・対応することを理解していたか。また、養護教諭と共有することを理解していたか。
- 頭部のけがの際には「保健室へ行く」と生徒に事前指導していたか。

## 頭部打撲に関する事故の対応

## ポイント

### 首から上のけがは原則、医療へつなぐ

#### 迅速かつ適切な初期対応

##### 【迅速な判断】

- 迅速に発生状況と児童生徒の症状を確認します。  
**※意識障害がある場合は、脳損傷の程度を示す重要な症状であるため、意識状態を見極めて対応します。**  
**頸髄、頸椎損傷が疑われる場合は、その場から動かしません。**  
 →救急要請（意識障害：開眼できない・けいれん・嘔吐など）  
 →脳外科へ搬送（脳しんとうの症状：頭痛・吐き気・めまい）
- 教職員が「大丈夫だろう」と判断せず、養護教諭及び管理職に報告するとともに、万が一を想定し、原則、医療機関につなぎます。
- 原則、教員が医療機関に付添い、医療の見立てを学校と保護者で共有します。

##### 【速やかな応援の要請】

- 事故発生直後は、当該児童生徒から絶対に目を離さないようにします。その場から離れることが難しい場合には、周囲の教職員や児童生徒等に職員室への一報を依頼し応援を要請します。

##### 【正確な事実確認】

- 正確な事実を確認しないまま、不十分な説明や憶測での説明を行うことは、当該児童生徒や保護者の不信感につながります。不信感により対応が困難化する場合もあるため、正確な事実確認に努めます**（自損事故か、加害児童生徒がいるのかについては、必ず確認します）。

##### 【二次被害の防止】

- 数日から数週間のうちに2回目の頭部打撲を受けると致命的な症状になることがあります（セカンドインパクト症候群）。教職員で周知し継続して対応します。

#### 未然防止

##### 【施設・設備等の環境整備】

- 定期的に学校施設の点検・修理を行います。

##### 【安全教育と注意喚起】

- 遊具や施設の正しい使い方、校舎内での過ごし方について日頃から十分に指導を行い、児童生徒の危機意識を高めます。
- 使用上のルールを守っていない児童生徒の行動に対して注意・指導します。
- 頭部打撲の際には「保健室へ行く」と児童生徒にも事前に理解させ、判断できる力を育成します。
- 職員会議等を活用して、ヒヤリハット事例検討会を実施し、組織対応を再確認します。

#### 初期対応のポイント

P3参照

- 生命・安全を最優先とした対応 どの事例でも共通すること
  - 応急手当、救急要請、救急車同乗等の事故への責任ある対応
- 組織での情報共有
  - 速やかな情報共有、万が一を想定した対応方針の検討
- 保護者連絡
  - 迅速な保護者への一報、保護者への十分な説明
- 明確な役割分担
  - 医療機関付添い、保護者連絡、対応記録、聴き取り等の役割分担
- 正確な事実把握
  - 聴取による正確な事実確認（自損か他害か必ず確認）
- 関係機関への通報・協力要請
  - 教育委員会や警察等、各関係機関への通報・協力要請

## 類似例

- 廊下を走っていたところ、滑って転倒し、床に頭を打った。
- 保健体育で柔道の授業中、相手に立ち技をかけたところ、失敗して畳に頭を打った。
- サッカー部での練習中、ヘディングをした際に、相手と接触して体勢を崩し、地面に頭を打った。

## 事故に対する責任の考え方（裁判例等）

- 県立高校2年ホッケー部員が部活動中、スティックが頭部に接触し、後に重度の後遺障害を負った。自宅へ送り届ける途中、嘔吐するなどの症状が発生していたにもかかわらず、そのまま自宅へ送り届けた点につき、症状の悪化の可能性を認識しており、同生徒の悪化も予見できたとして、同校ホッケー部の副顧問につき、速やかに専門医に搬送するなどの処置をすべきであったのにそれを怠ったことで被害の拡大を招いたという過失が認められた事例（山口地判平成11年8月24日判時1728号68頁）。



## スクールロイヤーからのアドバイス

体育や部活動などで、頭を打つようなけがが予想される場合、当該危険が顕在化しないように教職員、部活動顧問が十分な配慮を行う必要があります。特に、周りの児童生徒と当該児童生徒の間に体力・体格や技術・習熟度に差がある場合などには、特別の配慮が求められることになるでしょう。仮に頭を打つようなけがをしてしまった場合で、児童生徒に頭痛、めまい、吐き気、頭が圧迫される感じがするなどの症状が残存する場合には、脳しんとうなどの重篤な傷害を受けた可能性があります。セカンドインパクト症候群を避ける必要もありますので、速やかに病院へ連れていくことが必要です。救急電話相談（#7119）を利用したり、場合によっては緊急搬送もためらわないようにしましょう。



II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

VI 参考資料

# 事例2 歯に関する事故

II 迅速・適切な初期対応  
III 学校事故事例  
IV 事後の支援・対応  
V 再発防止と未然防止  
VI 参考資料

## 事例

休み時間、児童Aが昇降口で靴を履き替えようとしたところ、後ろから走ってきた児童Bとぶつかり転倒し、歯を床に強打した。児童Aは担任へ「さっき転んで口をぶつけた」と話した。担任は、児童Aの患部がわずかに腫れているのを確認したが、児童Aが「もう痛くないです」と話し、歯のぐらつきや出血も確認できなかったため、少し様子を見ることにした。その後も児童Aが痛みを訴えず一日を過ごしたため、通常に下校させた。

帰宅後、児童Aの保護者から「子供が歯の痛みを訴えたので通院したら脱臼と診断された。学校でどんな対応をしたのか詳しく教えてほしい」と電話が入った。



## 事例における課題

### 【初期対応】

- 担任は、当該児童の負傷後、速やかに管理職へ報告するとともに、保健室へ連れて行ったか。
- 担任から保護者へ、その時点で分かっている状況について一報を入れ、受診することを伝えていたか。
- 児童A、Bのほか、現場にいた児童にも、当時の状況を聞き取り確認していたか。
- 相手のあるけがのため、その後の対応について校内で確認・共有していたか。

### 【未然防止】

- 常日頃から、児童へ昇降口の使い方や走らないことについて指導をしていたか。
- 昇降口で走っていた児童がいた場合、その場で指導をしていたか。

## 歯に関する事故の対応ポイント

### 歯の事故は早急に

#### 迅速かつ適切な初期対応

##### 【迅速かつ慎重な対応】

- 事故発見者は、すぐに当該児童生徒がぶつけた箇所及び口の中を確認するとともに、保健室へ連れていきます。
- 歯が脱落・欠けたときには、急いで歯を探し、歯の根の部分を持たず「歯の保存液」に入れて保存します。水道水で洗ったり歯を乾燥させたりしないよう留意します。**
- 原則、教員が医療機関に付添い、医療の見立てを学校と保護者で共有します。
- その時点では大したことがないと思っても、後々に大事に発展する場合もあるので、必ず養護教諭及び管理職と情報共有します。

##### 【速やかな保護者連絡】

- 事故発生後は、速やかに保護者へ一報を入れ、けがの状況や対応経過などの把握している内容を伝えます。
- 補償について、保護者への説明不足から不信感につながり、対応が困難化する場合もあるため、健康教育課(☎214-8881)に一報を入れ、相談して対応します(P 27、28参照)。**

##### 【正確な事実確認】

- 当該児童生徒や関係児童生徒から事故の状況を聴き取ります。聴き取りは複数で行い、正確に記録にまとめ、それぞれの保護者へ連絡します。必要に応じて児童生徒の動きや配置図なども記録しておきます(自損事故か、加害児童生徒がいるのかについては、必ず確認します)。

##### 【通院後のケア】

- 後から痛みが出たり症状が悪化したりすることがあるため、教職員に周知し、継続して対応します。

## 類似例

- ・休み時間に、校庭で鬼ごっこをして走っていたところ、近くで遊んでいた他学年児童の体と歯がぶつかった。
- ・清掃中、ちり取りでゴミを取っていたところ、ほうきを持った生徒が近付き、ほうきの柄が歯にぶつかった。

### 医療へつなぐ

#### 未然防止

##### 【施設・設備等の環境整備】

- 定期的に学校施設の点検・修理を行います。

##### 【安全教育と注意喚起】

- 遊具や施設の正しい使い方、校舎内での過ごし方について日頃から十分に指導を行い、児童生徒の危機意識を高めます。
- 使用上のルールを守っていない児童生徒の行動に対して注意・指導します。
- 歯のけがの際には「保健室へ行く」と児童生徒自身にも事前に理解させ、判断できる力を育成します。
- 職員会議等を活用してヒヤリハット事例検討会を実施し、組織対応を再確認します。

#### 初期対応のポイント

P 3参照

- 生命・安全を最優先とした対応
  - 応急手当、救急要請、救急車同乗等の事故への責任ある対応
- 組織での情報共有
  - 速やかな情報共有、万が一を想定した対応方針の検討
- 保護者連絡
  - 迅速な保護者への一報、保護者への十分な説明
- 明確な役割分担
  - 医療機関付添い、保護者連絡、対応記録、聴き取り等の役割分担
- 正確な事実把握
  - 聴取による正確な事実確認(自損か他害か必ず確認)
- 関係機関への通報・協力要請
  - 教育委員会や警察等、各関係機関への通報・協力要請

## 事故に対する責任の考え方(裁判例等)

- 宿泊を伴う野外活動におけるナイトウォークの際、児童が側溝に落ちて転倒し、前歯を打って脱臼と診断された件につき、ナイトウォークを実施するに当たっては、児童らが走り出すなどした場合には直ちに明かりを点灯して混乱を収めることができるように準備をしておくか、側溝と道路の境界に目視可能なコーンなどを設置しておくなどして転落を予防するための措置を講じるべきだったとして、賠償責任を認めた事例(京都地判令和3年11月26日TKC文献番号25591895)。



## スクールロイヤーからのアドバイス

本件では児童生徒に「校内では走らないこと」を十分に徹底させたかどうか、声掛けや校内掲示があったかどうかも問題になると思われます。

また、本件とは異なり、体育などで歯列に関する傷害を負う可能性が高い場合であれば、それを避けるような手立てを十分に検討するべきでしょう。

休み時間、登下校中などであっても、当該児童生徒の特質や他の児童生徒と過去にもトラブルを抱えていた場合など、学校が当該児童生徒のけがを予見することができる場合には賠償責任が認められる可能性が高くなります。

また、責任の有無に関わらず、保護者への報告・連絡・相談は怠らないようにしてください。



- ・体育の授業中、校庭でリレーの練習をしていたところ、他の児童と接触し転倒し、顎を地面に強打した。顎を強打した児童は給食時に歯の痛みも訴えた。

# 事例3 熱中症に関する事故

II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

VI 参考資料

## 事例

夏休み、部活動中に校庭を走っていた生徒Aが倒れ込んだ。生徒Aは意識があったものの、息が荒く、支えがないと歩けない状態だった。そこで、副顧問が支えながら冷房の効く部屋に移動させ、横に寝かせて体を冷却し、水分補給をさせて休ませた。

30分程度経過後、生徒Aに状態を確認し、立ち上がらせようとしたところ、足に力が入らず立ち上がることができなかつたため、保護者に連絡した。

顧問がタクシーで医療機関に搬送し、生徒Aは点滴の処置を受けた。後日保護者から「命の危険があったかもしれない。対応が甘かったのではないか。今後同様のことが起こらないように、再発防止策を示してほしい」と指摘を受けた。



## 事例における課題

### 【初期対応】

- 支えがないと歩けない状態など、生徒Aの症状の重症度を判断し、対応を協議していたか。
- 事故発生後、速やかに管理職に報告していたか。
- 保護者に事故の経緯と学校対応の経過、今後の対応について十分に説明していたか。
- 保護者に管理下内で事故が起こったことを謝罪したか。

### 【未然防止】

- 事故当時、暑さ指数等を確認し、活動の有無や練習内容を検討していたか。
- 練習前、中、後の健康観察を十分に行ったか。
- 活動中に水分補給を行っていたか。
- 校内で研修や会議等をとおして熱中症対応について、共通理解、共通対応を図っていたか。

## 熱中症に関する事故の対応ポイント

## イント

# 生命の安全を

# 図る対応

### 命を最優先とした初期対応

#### 【応急処置】

- 水分補給をさせ、涼しい場所へ移動し衣服をゆるめて、体を冷やします。バイタルサイン（呼吸・血圧・体温・脈拍）から慎重に重症度の確認をします。

#### 【重症時の救急搬送】

- 意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温の場合は直ちに救急車を要請します。

#### 【管理職への報告】

- 事故発生後すぐに、管理職に報告し、対応を検討します。

#### 【速やかな保護者連絡】

- 重症度にかかわらず、熱中症を疑う場合は保護者に連絡します。軽度でも帰宅後に悪化することを考慮して、保護者へ引き渡す等、万が一を想定して対応します。

### 初期対応のポイント

P3参照

- 生命・安全を最優先とした対応
  - 応急手当、救急要請、救急車同乗等の事故への責任ある対応
- 組織での情報共有
  - 速やかな情報共有、万が一を想定した対応方針の検討
- 保護者連絡
  - 迅速な保護者への一報、保護者への十分な説明
- 明確な役割分担
  - 医療機関付添い、保護者連絡、対応記録、聴き取り等の役割分担
- 正確な事実把握
  - 聴取による正確な事実確認
- 関係機関への通報・協力要請
  - 教育委員会や警察等、各関係機関への通報・協力要請

どの事例でも共通すること

## 類似例

(夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020(環境省)、熱中症環境保健マニュアル2022(環境省)より)

- 部活動終了後に、急に座り込み、吐き気を訴えた生徒が自力で帰宅したものの、帰宅後に嘔吐を繰り返した。偶然帰宅した保護者と通院した結果、熱中症と診断された。

### 未然防止対策と早期発見

#### 【活動基準の設定】

- 熱中症対策として暑さ指数等を用いたり、環境省等からの予報を参考にしたりして、校内で事前に活動制限の基準を確認し、その内容を教職員に周知徹底します。
- 暑さ指数の測定や記録は誰がどのようにするか
- 暑さ指数の基準に照らし合わせ活動を中止するか
- 熱中症警戒アラートや熱中症予防情報サイトをどのように活用するかなど



環境省熱中症予防情報サイト

#### 【児童生徒及び保護者への周知】

- 児童生徒に熱中症予防指導を行います。
- 学校での熱中症対策について保護者に事前に周知します。(暑さ指数による学校での対応方針、水筒の持参の依頼など)

#### 【当日の対応】

- 当日の暑さ指数予報を確認し、気温や湿度等の環境に適した活動内容を検討します。
- 活動前後の体調確認をするだけでなく、活動中も水分補給や休憩を取らせながら健康観察をします。

#### 【早期発見（熱中症を疑う）】

- 熱中症を疑う症状
  - めまい・失神
  - 四肢の筋や腹筋がつり、筋肉痛が起こる
  - 全身倦怠感・脱力感・めまい・吐き気・嘔吐・頭痛
  - 足がもつれる・ふらつく・転倒する・突然座り込む・立ち上がれない等

### 事故に対する責任の考え方（裁判例等）

- 市立中学校の部活動中、熱中症を予防するための措置を講ずるには環境温度を認識することが重要であるところ、中学校長には部活動を行う場所に温度計を設置すべき義務があり、部活動の過程でWBGT等を把握することができる環境を整備する義務があったとして中学校側の責任を認めた事例（大阪高判平成28年12月22日TKC文献番号25544916）。
- 高校の剣道の部活動中、熱中症と判断できる仕事を認識した時点で、直ちに練習を中止させ、救急車の出動要請などを行うべきだったのに、これを怠ったとして学校側の賠償責任を認めた事例（大分地判平成25年3月21日判時2197号89頁）。



### スクールロイヤーからのアドバイス

熱中症に関しては、資料も多く出されていることから、裁判例において学校側の責任を認めるものが大多数となっています。

日本体育協会の「熱中症予防のための運動指針」においても、一定の暑さ指数以上の運動は原則禁止と定められています。

屋内・屋外問わず、高温下での運動や部活動練習は避け、中止も視野に入れるべきでしょう。必ずしも高温とは言えない場合であっても、休憩や水分補給等を行い、熱中症予防が求められることになります。

また、児童生徒に熱中症の症状が現れた場合には、直ちに練習を中止し、涼しい場所での安静、冷却等の応急措置、必要に応じた医療機関の搬送も求められます。



- 水泳の授業を楽しそうに受けていた児童が、授業終了後に強い頭痛とめまいを訴え、迎えに来た保護者と受診すると、軽度の熱中症と診断された。児童は授業前後及び授業中に水分補給をしていなかった。

# 事例4 食物アレルギーに関する事故

II 迅速・適切な初期対応  
III 学校事故事例  
IV 事後の支援・対応  
V 再発防止と未然防止  
VI 参考資料

## 事例

児童Aは魚アレルギーがあり、保護者が詳細献立表にて献立の確認を行い、担当教員が献立確認書の確認を行っている。担任は、献立確認書を見て、魚は配膳していない。給食後すぐに、児童Aから「少し息苦しい」との訴えがあった。担任は、魚は食べていないことや、児童Aが朝から咳をしていたこと、他の児童への下膳指導中であったことなどから「少し様子を見て、また苦しくなったら教えてね」と児童Aに伝えた。

児童Aが教室内にいた別の教員に再び訴えたことでアレルギーを疑い、保健室へ連れて行った。校内の『個別対応プラン』に基づいて対応し、救急車を要請した。給食の汁物に入っていた「練り物」を食べたことによるアレルギー反応ではないかの診断であった。



## 事例における課題

### 【初期対応】

- 食物アレルギーの疑いがある場合は、早急に保健室に連れて行ったか。
- 食物アレルギーを疑い、最悪を想定した対応をしたか（児童Aに魚は配膳せず、自宅からおかずを持参している状況であったため、担任は「まさか、アレルギー症状を起こすはずはない」と思い込んでいた）。
- 情報を共有し、複数の目で見守りをしていたか（担任は、児童Aからの訴えを、教室内にいた別の教員に伝えることをしなかった）。

### 【未然防止】

- 未然防止策が適切でも、想定しない事態が発生する場合があることに留意する。
- 事前に献立を保護者に提示し、確認していたか。

## 食物アレルギーに関する事故

# 食物アレルギーを

### 最悪の事態を想定した初期対応

#### 【生命を最優先とした迅速な対応】

- アレルギーは短時間で悪化する可能性もあるため、初期対応が大切です。
- 事故発生直後は、当該児童生徒から絶対に目を離さないようにします。周囲の教職員や児童生徒等に職員室への一報を依頼し、応援を要請します。
- 緊急性が高いアレルギー症状が一つでもあれば、その場で安静にさせ、救急車要請、エピペン®使用を行います。

#### ※緊急性が高い症状

- ・ぐったり・意識もうろう・尿や便を漏らす
- ・唇や爪が青白い・息が苦しい・ゼーゼーする咳
- ・持続する強い咳き込み・繰り返し吐き続ける
- ・持続する強い（我慢できない）お腹の痛み



文部科学省（アレルギー疾患対応）アレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料 緊急時の対応（PDF:1788KB）

#### 【正確な記録】

- 観察の開始時間、エピペン®を使用した時間、5分ごとの症状、内服薬を飲んだ時間などを正確に記録します。

### 初期対応のポイント

P3参照

- 生命・安全を最優先とした対応
  - 応急手当、救急要請、救急車同乗等の事故への責任ある対応
- 組織での情報共有
  - 速やかな情報共有、万が一を想定した対応方針の検討
- 保護者連絡
  - 迅速な保護者への一報、保護者への十分な説明
- 明確な役割分担
  - 医療機関付添い、保護者連絡、対応記録、聴き取り等の役割分担
- 正確な事実把握
  - 聴取による正確な事実確認
- 関係機関への通報・協力要請
  - 教育委員会や警察等、各関係機関への通報・協力要請

## 類似例

（大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課 保健・給食グループの研修資料より）

- ・いかアレルギーのある児童の喫食可否の確認を、栄養教諭のみが実施。担任は栄養教諭が確認した献立表で全て食べられることを確認していたが、喫食中、当該児童がいかに気付いた。栄養教諭以外の確認がなく見落としがあった。

## の対応ポイント

# 疑う視点を持つ

### 管理体制の整備による未然防止と早期発見

#### 【「個別対応プラン」を作成】

- 保護者と情報を共有しながら作成します。アレルギーの品目やレベル、症状、配慮事項、緊急時の対応などを記載します。

#### 【全教職員での情報共有と研修】

- 全教職員でアレルギーがある児童生徒の「個別対応プラン」を共有します。内服薬やエピペン®を学校へ持参している場合は、保管場所を決めて全教職員で共通理解をしておきます（エピペン®は誰でも使用できるように研修を行います）。
- 仙台市教育委員会作成「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」は、職員室等の目に付く場所に掲示し、緊急時は持ち出せるようにしておきます。アレルギーが発症したときのチェックシート（症状、原因、経過と対応を時系列に記録）も準備しておきます。

#### 【献立を複数で確認する体制づくり】

- 誤配・誤食を防止するため、保護者・担任・担当教員・養護教諭など、複数の目で献立を確認することが必要です。調理実習や宿泊行事等での配慮も必要になります。

#### 【教室での事前チェック体制例】

- 献立確認書を目に付くところに貼り（保護者の承諾が必要）、教職員、該当児童生徒も確認できるようにします。
- 教員が、配膳されたものを目視で確認し、発達段階に応じて除去を手伝うなどの対応を行います。

#### 【早期発見（食物アレルギーを疑う）】

- かゆみ・唇の腫れ・腹痛・嘔吐・呼吸困難などが見られた場合は、アレルギーを疑う必要があります。アレルギーを持っていない児童生徒も、いつ発症するか分からないという意識を持つことが大事です。

### 事故に対する責任の考え方（裁判例等）

- そばアレルギーである児童が、学校給食で出たそばを食べたことによって喘息発作を起こし、異物誤飲で死亡した事案につき、給食時に当該児童がそばを喫食しないように注意し、また、アレルギー症状の訴えを受けたのに保健室に連れて行ったり、下校時に教職員を同伴させたりするなどの措置をとるべき注意義務を怠ったとして学校側の責任を認めた事例（札幌地判平成4年3月30日判例タイムズ783号280頁）。



### スクールロイヤーからのアドバイス

学校におけるアレルギー疾患の対応の指針として、日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、文部科学省の通知である「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」などがあります。

これらの指針に基づけば、①学校におけるアレルギー対応の事前の体制整備、②緊急時の体制整備、③保護者との連携等が求められています。また、各教職員のアレルギー疾患に対する共通認識が求められることとなります。

このように、上記裁判例の時代以上に行政におけるマニュアル、ガイドラインなどが整備されており、対応にも一定の水準が求められることとなります。アレルギー事故が発生してしまえば、学校側でその責任を負う可能性が高いと言えるため、組織的な備えが必要です。



- 小麦アレルギーのある児童が、パンと麺類の同時摂取で食べられる小麦の上限量を超えるおそれがあることから、当日はパンの代替えを持参した。おかわりの際、当該児童が手を挙げたため、担任外教員が麺を配膳。帰宅後、保護者に当該児童がおかわりの話をして発覚した。担任と担任外の教員で情報共有ができていなかった。

# 事例5 登下校中の事故

II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

VI 参考資料

## 事例

担任が校門で下校指導をしていたとき、慌てて戻ってきた生徒Aから「生徒Bが車とぶつかった」と伝えられた。現場に駆け付けると、生徒Bと乗用車の運転手が話をしており、運転手から安全を確認されると生徒Bは「大丈夫です。かすり傷です。自分の不注意です。すみませんでした」と話していた。担任からも再度確認をすると生徒Bは「大丈夫です。歩いて帰れます」と言って帰った。

担任は学年主任に報告をし、すぐに生徒Bの保護者の携帯電話に連絡を入れた。生徒Bの保護者は状況を理解してくれたが、帰宅後に生徒Bが頭と足の痛みを訴えたので、今から病院へ行くとのことだった。

次の日、生徒Bの保護者から「頭部に多少の切り傷と炎症があり、足の小指を骨折していた」との連絡を受けた。



## 事例における課題

### 【初期対応】

- 生徒からの情報が入った段階で、速やかに学年主任・管理職に報告したか。
- 複数で対応したか。
- 役割分担し、組織的対応が適切に行えたか。
- 生徒の無事と安全を確認したか。
- 事実を的確に把握したか。
- 速やかに警察へ連絡したか。
- 保護者への連絡を適切に行ったか。
- 救急要請を適切に判断したか。
- 当該生徒以外の対応も適切に行えたか。
- 事実を時系列で記録したか。

### 【未然防止】

- 常日頃から交通安全指導を徹底していたか。
- 再発防止策を迅速に整え、実行したか。

## 登下校中の事故の対応ポイント

### 現場に急行し児童生徒

#### 初期対応

##### 【状況の確認と判断】

- **現場に急行し、児童生徒の状況を把握することが最優先になります。**必要であればすぐに救急要請します。
- 児童生徒の意識がはっきりしていても、頭を打っている場合等、後々症状が出る可能性を否定できないのであれば、迷わずに救急要請します。

##### 【複数対応】

- 現場に急行するには必ず複数対応ができるように役割分担します。

##### 【速やかな保護者連絡】

- **現場に到着後は、分かる範囲で構わないので、学校へ状況を報告し、保護者へ連絡を入れます。**
- 救急搬送が必要な場合は、教員が必要に応じて付添い、保護者等と連絡を取り合いながら対応します。

##### 【警察への連絡】

- 登下校中の交通事故は、警察へ連絡し、事故処理を要請します。警察の事実確認に協力し、可能な範囲で交通事故の状況を聴き取り、把握します。

##### 【心のケア】

- **行動を共にしていた児童生徒や目撃した児童生徒、友人が事故に遭ったことでショックを受けた児童生徒等を把握し、必要に応じて心のケアを行います。**
- 事故後に当該児童生徒が登校する際に必要なサポートや対応の準備を行います（前日に保護者・当該児童生徒と確認）。
- 校内で情報を整理するとともに、外部からの問い合わせには窓口を一本化し、誤情報等の拡散防止に努めます。

## 類似例

- 職員会議のための一斉下校日、一度家に帰った児童Aは自転車に乗り、下校中の児童Bと合流した。児童Bの自宅へ向かう途中に脇道から進行してきた自動車と児童Aが接触事故を起こし、児童Aはけがをしてしまった。慌てた児童Bは帰宅してすぐに学校に電話をかけ、教員に事態を報告した。（この事例は日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象にはならないが、対応は必要だと考えられる。）

### の状況を複数で確認

#### 再発防止と未然防止

##### 【事前の体制づくり】

- 学校としての危機発生時の組織対応を事前に整理し、迅速に実行できるようにしておくことが重要です。一方で、状況に応じて臨機応変な対応が求められることも押さえておきます。

##### 【再発防止と未然防止】

- 事故当日や以後の巡視の強化、児童生徒への注意喚起、登下校指導、事実の周知等を行います。
- 必要に応じて、地域への情報共有と交通安全体制への協力を要請します。
- 校区内の危険箇所、事故防止に対する指導を徹底します。

#### 初期対応のポイント

P 3 参照

- 生命・安全を最優先とした対応 どの事例でも共通すること
  - 応急手当、救急要請、救急車同乗等の事故への責任ある対応
- 組織での情報共有
  - 速やかな情報共有、万が一を想定した対応方針の検討
- 保護者連絡
  - 迅速な保護者への一報、保護者への十分な説明
- 明確な役割分担
  - 医療機関付添い、保護者連絡、対応記録、聴き取り等の役割分担
- 正確な事実把握
  - 聴取による正確な事実確認（自損か他害か必ず確認）
- 関係機関への通報・協力要請
  - 教育委員会や警察等、各関係機関への通報・協力要請

- 休日の部活動前の時間帯に、集合時刻まで時間があつたため、野球部に所属する生徒Aと生徒Bは自主練習をしていた。練習中に生徒Aの打ったボールが生徒Bの右目にあたり、生徒Bがけがをしてしまった。生徒Bが痛みで動けなかったため、生徒Aは顧問に状況を伝えた。

#### 事故に対する責任の考え方（裁判例等）

- 日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する法令では、学校管理下の定義に「児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合」（同法施行令第5条第2項第4号）を定めている。登下校中の事故は、学校管理下の事故として、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象になるため、事実確認や保険に必要な手続きは学校が主導しなければならない場合がある。しかし、当該規定は同法に基づく給付要件を定めているに過ぎず、当該定義に該当するからといって、登下校中の事故全てが学校の責任となるわけではない点には留意する。
- 事故処理への適切な対応と同時に、被害児童生徒（加害児童生徒）や保護者及び目撃した児童生徒への心のケア等、細やかな配慮が必要である。（児童生徒の心身のケア）
- 事実とは異なる情報の漏洩防止など、児童生徒が不利益にならないようにリスク管理が必要になる。
- **日頃より継続した交通安全指導を行っているかが問われることもある。**

#### スクールロイヤーからのアドバイス

登下校中の事故ですが、学校にいた時点で生じた危険が顕在化した場合（部活動が原因で熱中症で倒れた場合等）や学校施設の倒壊に巻き込まれた場合などは、学校側が責任を問われることが考えられます。

他方、上述のとおり、日本スポーツ振興センターの災害共済給付においては、登下校中も「管理下」として支給の対象になること、学校側においてその申請のための手続きが必要であることは把握しておく必要があるでしょう。

**また、法的責任がなくとも、学校運営上、交通事故等に巻き込まれた児童生徒に寄り添い、心身のケアを図ることは学校運営上求められる部分であると思われる。**



II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

VI 参考資料

# 事例6 授業中の事故

II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

VI 参考資料

## 事例

跳び箱の授業中、教科担当へ、生徒Aから「跳び箱の内側の留め具が壊れかけている」という報告があったが、跳び箱の台数が少なかったため、低い段に限定して練習を続けた。

その跳び箱を生徒Bが跳んだ際に、跳び箱がずれ、生徒Bはバランスを崩して着地し、足首をひねった。

生徒Bから「足首を痛めた」と訴えがあったが、生徒Bが歩行可能だったため、教科担当は詳細を確認せず、その後は念のために授業を見学させた。生徒Bは問題なく放課後まで過ごしたため、教科担当は管理職等へ報告せず、学校から家庭への連絡も行われなかった。

放課後、生徒Bの保護者から「子供が跳び箱の授業中に足首を痛めたようだ。痛みが引かないようなので、今から病院に連れて行くところである。詳しい状況を教えてください」と学校に連絡が入った。



## 事例における課題

- 【初期対応】**
- 教科担当は、生徒Bに保健室へ行くように促したか。
  - 教科担当は、生徒Bのけがや事故発生状況について、養護教諭や学年主任、管理職等に報告をしたか。
  - 保護者に事故発生時の状況を説明し謝罪するとともに、生徒Bのけがの状況や今後の学校の対応について説明したか。
  - 教職員に事故発生時の対応について周知していたか。
- 【未然防止】**
- 跳び箱が壊れかけていることを把握しながらも「これくらいなら使用しても大丈夫だろう」という誤った認識がなかったか。
  - 日々の点検を行っていたか。

## 授業中の事故の対応ポイント

### 迅速な対応・安全管理

#### 迅速な初期対応

- 【迅速な対応】**
- 学校危機管理マニュアルに基づき、迅速に対応します。
  - 傷病者が複数の児童生徒に及ぶ事故が起こった場合には、該当児童生徒一人一人への対応、救急要請、該当保護者への連絡、他の児童生徒への対応等、多岐にわたる役割分担が求められます。迅速に管理職に報告し、組織的に対応します。**

- 【けがの状況の確認】**
- 当該児童生徒が「大丈夫」と言っても、必ず保健室で診てもらい、状況に応じて医療機関へつなぎます。救急要請や通院が必要ないと判断した場合でも、その後の経過を観察し、下校前には必ず声掛けします。
  - 受診には、原則、教員が付添います。

- 【正確な発生の把握】**
- 教職員が事故の状況を現認していない場合は、当該児童生徒や関係児童生徒から事故の状況を聴き取り、事故発生時の正確な状況把握に努めます。

- 【速やかな保護者への一報】**
- 児童生徒がけがをしたことについて保護者に速やかに一報を入れ、その後の対応について説明します。

- 【保護者への十分な説明】**
- 授業中に事故が発生したことについて誠実に謝罪し、今後の学校対応について真摯に説明します。

### 類似例

- ・美術で彫刻刀を使用し、使い方の事前指導を実施せず作業に入り、指を切った。
- ・アイロンビーズの作業中、事前にスイッチを入れていたアイロンに児童が触れ、やけどをした。
- ・理科の授業中、薄めた薬品を入れている容器のふたが固く、開けようとしたときに、勢い余って薬品が飛び散り、生徒の腕にかかってしまった。
- ・貧血や熱中症等で倒れ、頭部を地面にぶつけた可能性があったが、保健室で休養させ、その後の授業に復帰させた。

### 安全指導・適切な授業計画

#### 未然防止と再発防止

- 【日頃の適切な授業計画】**
- 予見される事故を想定し、安全面に配慮した指導計画を立てます。
  - 日常的に道具や施設設備の点検を行い、修繕や改善を実施します。
  - 会議や打ち合わせを通して、定期的に教職員間で事故やけがに対する意識の統一を図っておきます。
  - 日頃から、道具や施設設備の適切な使用について、児童生徒に周知し、ルールを守れていない場合には指導します。

- 【再発防止】**
- 授業中に発生した事故の場合、教職員の安全配慮義務が果たせていない可能性があります。発生原因や発生状況を正確に把握し検証することで、より確かな再発防止策につなげます。**

#### 初期対応のポイント P3参照

- どの事例でも共通すること
- 生命・安全を最優先とした対応
    - 応急手当、救急要請、救急車同乗等の事故への責任ある対応
  - 組織での情報共有
    - 速やかな情報共有、万が一を想定した対応方針の検討
  - 保護者連絡
    - 迅速な保護者への一報、保護者への十分な説明
  - 明確な役割分担
    - 医療機関付添い、保護者連絡、対応記録、聴き取り等の役割分担
  - 正確な事実把握
    - 聴取による正確な事実確認（自損か他害か必ず確認）
  - 関係機関への通報・協力要請
    - 教育委員会や警察等、各関係機関への通報・協力要請

#### 事故に対する責任の考え方（裁判例等）

- プールの飛び込みの際、頭部を強打し障害を負った事故につき、日本水泳連盟が策定したガイドラインの水深を確保できておらず、飛び込みを禁止しなかったものとして、プール自体に設置又は管理の瑕疵があるとして賠償責任を認めた事例（奈良地判平成28年4月28日TKC文献番号25542931）
- 理科の実験中、試験管が破裂し、児童が目を負傷した事例において、適切かつ安全な実験方法を指導し、適切な実験器具を用意する義務、適切に指導監督する義務があるとしてこれらを怠ったとして責任を認めた事例（静岡地裁沼津支部判平成元年12月20日判例タイムズ726号232頁）



#### スクールロイヤーからのアドバイス

授業中、教職員は、児童生徒に対し、①授業計画の策定や器具の準備等に関する事前注意義務、②授業を実施する際の教職員の説明や指導等に関する指導監督上の注意義務、③事故が生じた際の応急処置や医師の診断へつなげたり保護者に情報共有を行ったりする事後措置義務があると考えられています。

本事例でも、跳び箱自体に故障がないか確認義務があったものと思われます。

学習指導要領や教科指導書、特に体育などでは当該競技のガイドラインなどを確認し、また、理科では実験器具の適切な使い方等について特段の注意を行い、児童生徒が安全に授業を受けることができるよう配慮する必要があります。



II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

VI 参考資料

# 事例7 休み時間の事故

II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

VI 参考資料

## 事例

雨天のため外遊びができない状態が続いていたが、雨が上がり、久しぶりに校庭で遊べるようになった。

業間休み、児童Aは早く遊ぼうと廊下に飛び出し、曲がり角へと近付いた。勢よく走っていたため、反対から来ていた児童Bの頬と児童Aの目がぶつかった。その様子を見ていた児童Cが担任に報告をした。担任は遊んでいる最中の児童Aに目の様子を聞いたところ「大丈夫」ということだったので、目の様子を少し見ただけで、遊びを続けさせた。

放課後、担任から養護教諭に、児童Bとぶつかった児童Aの様子を見てほしいと伝え、養護教諭が確認すると児童Aの目が充血していた。

その後、保護者へ連絡をして受診することになった。



## 事例における課題

### 【初期対応】

- 事故発生の状況を把握するために、児童Aや児童Bに聴き取りしたか。
- けがの事実や児童の様子を速やかに管理職、養護教諭へ連絡・報告したか。
- 保護者へ連絡し、事故発生の状況やけがの状況、今後の学校の対応について説明したか。

### 【未然防止】

- 常日頃から、児童へ廊下の歩き方について指導をしていたか。
- 前日まで遊べない状況から遊べる状況に変わった際の児童の行動について「走って外に向かう」という可能性を予測して走らないように指導をしていたか。
- 年度始めに、事故の際の対応マニュアルを確認していたか。

## 休み時間の事故の対応ポイント

### 安全管理・安全指導・

#### 初期対応

##### 【迅速な対応とけがの状況の確認】

- 学校危機管理マニュアルに基づき、迅速に対応します。
- 首から上のけがの場合には、原則、医療機関へつなぐ必要があります。  
→ 頭部打撲に関する事故の場合はP.5、歯の場合はP.7を参考に対応します。  
→ 目に関する事故の場合は、養護教諭と管理職に報告し、けがの箇所の確認や視力検査などした後、原則、医療機関へつなぎます。
- 首から下のけがの場合には、出血等があり、その場から動かせない状態以外は保健室へ連れていきます。けがの様子によっては医療機関へつなぐ必要があります。必要ないと判断した場合も、その後の経過観察をしっかりを行います。
- 受診には、原則、教員が付添います。

##### 【正確な事実確認】

- 教職員が事故の状況を現認していない場合は、当該児童生徒や関係児童生徒から事故の状況を聴き取り、事故発生時の正確な状況把握に努めます。

##### 【速やかな保護者連絡】

- 当該児童生徒がけがをしたことについて、保護者に速やかに一報を入れ、その後の対応について説明します。
- 当該児童生徒が帰宅後も経過観察のための連絡をして、状況を確認します。また、把握した事故の状況や今後の対応について説明します。

#### 類似例

- 児童がジャングルジムから落下した。事故を認知した担任が、当該児童をすぐに保健室に連れて行き、事故の発生状況を聴き取った。当該児童は2段目から自分で落ちたと答えたが、周囲にいた児童への聴き取りから、実際は5段目から他の児童に押されて落下していたことがわかった。

### 定期的な見回り

#### 未然防止

##### 【施設・設備等の環境整備】

- 定期的に学校施設の点検・修理を行います。

##### 【安全教育と注意喚起】

- 遊具や施設の正しい使い方、休み時間の校舎内での過ごし方や校庭等の使用のルールについて、日頃から十分に指導を行い、児童生徒の危機意識を高めます。また、教職員間で共通理解し、ルールを守っていない児童生徒がいる場合には声掛けをします。場合によっては、約束やルールを掲示することにより、注意喚起することも検討します。
- 日頃から、事故やけがをしている児童生徒を発見した場合には、すぐに教職員に知らせるように児童生徒に伝えておきます。

#### 初期対応のポイント

P3参照

- 生命・安全を最優先とした対応 どの事例でも共通すること
  - 応急手当、救急要請、救急車同乗等の事故への責任ある対応
- 組織での情報共有
  - 速やかな情報共有、万が一を想定した対応方針の検討
- 保護者連絡
  - 迅速な保護者への一報、保護者への十分な説明
- 明確な役割分担
  - 医療機関付添い、保護者連絡、対応記録、聴き取り等の役割分担
- 正確な事実把握
  - 聴取による正確な事実確認（自損か他害か必ず確認）
- 関係機関への通報・協力要請
  - 教育委員会や警察等、各関係機関への通報・協力要請

#### 事故に対する責任の考え方（裁判例等）

- 具体的状況下で危険が予見可能である場合には、休み時間であっても、学校側の責任を認める裁判例も存在する。
- 小学2年生の女子児童が一輪車に乗車中、同学年の男子児童に衝突されて傷害を負った事案につき、校庭での遊び場所の範囲や遊びのルールを特定したうえで、同ルール等につき、児童らの年齢に応じた適切な指導を行い、児童らに認識、理解させるべきであったとして学校側の責任を認めた事例（東京地判平成17年9月28日判例タイムズ1214号251頁）



#### スクールロイヤーからのアドバイス

休み時間中の事故であっても、学校活動の一環として場合によっては責任を問われることもあることを認識してください。

裁判例では、厳密に遊び場所が混在することの排除までは難しいことは前提とした上で、①当該場所での遊び方を適切に制限していたか（ゾーン決めや計画の策定）、②①の制限について指導を行っていたかどうかといった観点で、責任の有無を子細に検討している様子がうかがわれます。

特に、②については、学校内の記録においても、適切に指導を行っていた旨の記録を残しておくことが必要と思われる。



- サッカーをしていた児童Aの頭部に、児童Bのシュートしたボールがぶつかった。その際、児童Aは一度倒れたものの「大丈夫」と話して遊び続けた。担任は児童Aの話聞き、児童Aを遊ばせ続けたが、帰宅後、児童Aの保護者から「子どもが吐き気を訴えており、頭をぶつけて倒れたと言っている」と連絡があった。

# 事例8 不審者に関する事故

II 迅速・適切な初期対応  
III 学校事故事例  
IV 事後の支援・対応  
V 再発防止と未然防止  
VI 参考資料

## 事例

放課後、複数の児童が補習を受けている中、児童Aが一人でトイレに行った。トイレから戻った児童Aは、担任に「不審な人がトイレにいて、怖かった」と話した。担任はトイレを確認したが、不審な人物を確認できなかったため、児童Aを含む補習を受けていた児童たちを補習終了後にそのまま帰宅させた。

放課後、児童Aの保護者から「子供が学校で不審者に遭ったと言っている。学校からなぜ連絡がないのか」と担任に電話が入った。



## 事例における課題

### 【初期対応】

- 児童Aと他の児童の安全確保に努めたか。
- 児童Aの気持ちに配慮しながら、丁寧な聞き取りをしたか。また、保護者への説明をしたか。
- 校内で児童が不審者に遭遇したことを管理職・学年主任等へ直ちに報告したか。
- 管理職等の指示のもと情報を共有し、学校全体で安全確保に努めたか。

### 【未然防止】

- 不審者侵入防止の観点の「校門」「校門から校舎入口まで」「校舎への入口」という3段階を踏まえた危機管理マニュアル等について、全教職員による確認をしていたか。
- 補習実施について事前に管理職・学年主任等へ相談し、学校の体制を確認する等、共通理解を図っていたか。
- 補習の実施について、事前に保護者への了承を得ていたか。

## 不審者に関する事故の対応ポイント

### 迅速な安全確保・心のケア

#### 【児童生徒の安全確保】

- 学校危機管理マニュアルを基に、児童生徒の安全確保に努めることが最優先です。
- **不審者が学校に侵入する等、児童生徒に危害が及ぶ恐れがある場合には、すぐに警察に連絡します。**

#### 【情報の整理】

- 情報入手の時刻や経過など詳しい記録を取ることが迅速な対応へつながります。
  - いつ □ 誰が □ どこで □ 何をされたのか
  - 児童生徒の様子（けがの有無）
  - その時の周囲の状況 等

#### 【情報共有】

- **不審者に関する事故は、必ず管理職へ報告し、学校対応を検討する必要があります。** 被害児童生徒とその保護者への対応、学級や学年、全校児童生徒への対応、地域や報道関係者への対応等の視点から、具体的な対応方針と役割分担を決定します。

#### 【心のケア】

- 「聞き取り」（児童生徒・保護者等）「保健室の来室状況」「アンケート」「日常の健康観察」などから被害児童生徒及び関係児童生徒の状態を把握し、状況に応じて心のケアを行います。
- 学年や学級等で今回の事案について、心のケアと安全指導等を行います。
- 「専門家（スクールカウンセラー、精神科医）」との連携については、教育相談課教育相談班（☎214-0004）に連絡し相談しましょう。

## 類似例

- ・ 下校中、不審な自動車が校地内に侵入した。
- ・ 登校時、遊歩道に座っていた男性が、児童に近づき体を触ろうとした。

## イント

### ケア・安全体制の整備

#### 安全体制の整備

#### 【児童生徒の危機回避能力の向上】

- こども110番の家の確認や、学校の実情に応じて校内、校外、登下校等の様々な場面を想定し、児童生徒の危機管理能力を育成する取組を行うことが大切です。

#### 【ハード面とソフト面での体制整備】

- 以下のような体制整備に努めましょう。
  - ・ 校内における危機管理マニュアルの確認
  - ・ 警察への通報等、警察との連携の徹底
  - ・ 来校者への入校ルール・案内・表示等の安全対策
  - ・ 昇降口、校門等施錠管理体制の確認
  - ・ 防犯カメラ等の設置
  - ・ 防犯見守り体制の再構築
  - ・ 情報提供（保護者・地域・近隣校等）

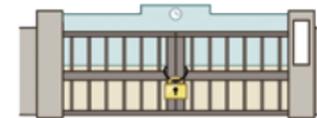
#### 初期対応のポイント

P3参照

- **生命・安全を最優先とした対応** どの事例でも共通すること
  - 応急手当、救急要請、救急車同乗等の事故への責任ある対応
- **組織での情報共有**
  - 速やかな情報共有、万が一を想定した対応方針の検討
- **保護者連絡**
  - 迅速な保護者への一報、保護者への十分な説明
- **明確な役割分担**
  - 医療機関付添い、保護者連絡、対応記録、聞き取り等の役割分担
- **正確な事実把握**
  - 聴取による正確な事実確認
- **関係機関への通報・協力要請**
  - 教育委員会や警察等、各関係機関への通報・協力要請

## 事故に対する責任の考え方（裁判例等）

- 学校への不審者侵入を防止する上では、①校門（校門の施錠、利用箇所・利用時間指定、フェンスなどの設置等）、②校門から校舎までの入口（通行場所の指定、死角の排除等）、③校舎への入口（入口の指定・施錠、受付管理等）という3段階の観点が必要となる。（学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン解説編27頁（文部科学省））
- 不審者侵入への対応として「学校の危機管理マニュアル作成の手引24・25頁（文部科学省）」を参考に、各学校の実情にあった対応ができるような体制整備や訓練を行う必要がある。



## スクールロイヤーからのアドバイス

学校における児童生徒への安全配慮義務という観点や、上述したガイドラインの存在などから、平時にも不審者の進入を防ぐ手立てを講じているか、有事の際の危機管理対応マニュアルが存在するかなどが問われることとなります。

また、有事の際には教職員がマニュアルどおりに動くことができていたかについても問題となることから、不審者侵入の際の訓練なども行っておくことが有用です。

詳しくは、文部科学省の学校安全ポータルサイトの「学校への不審者侵入の防止と対応」ページの記載及び各通達、事務連絡、上述のマニュアル等を参考にしてください。



文部科学省（学校安全ポータルサイト交通安全・防犯教育関係情報 学校への不審者侵入防止と対応）



- ・ 登校時、刃物を持ってうろつく不審な男を、生徒が学校付近で目撃し、登校指導中の教員に伝えた。
- ・ 放課後、見知らぬ人物が校舎内に侵入し、生徒のロッカーを物色しているのを、教員が発見した。

# 事例9 SNS等に関する事故

II 迅速・適切な初期対応  
III 学校事故事例  
IV 事後の支援・対応  
V 未然防止と未然防止  
VI 参考資料

## 事例

放課後に、担任が女子生徒Aから「友人の女子生徒Bの裸が映った動画を男子生徒Cが携帯電話で見ていた」という相談を受けた。

担任は学年主任に相談し、男子生徒Cを呼び、事実確認をし、指導した。その後、すぐ女子生徒Bを呼び、女子生徒Bから事実確認を行った。

指導後に管理職へ報告し、保護者に連絡をしたが、女子生徒Bの保護者から「子供が、話が大きくなってしまって、もう学校へ行けないと言っている」と言われた。



## 事例における課題

### 【初期対応】

- 事故認知後、管理職への報告がなされたか。また、組織で対応方針を検討したか。
- 警察等関係機関との連携が必要であるという視点を持っていたか。
- 保護者の協力が必要な事案であるという視点を持っていたか。また、事前に保護者へ指導の方向性を示すことを考えていたか。
- 生徒Bの意向を把握し、寄り添いながら支援・対応していたか。

### 【未然防止】

- 「スマホ安全教室」等の開催、情報モラルに関する予防的な指導等、未然防止に関する児童生徒への指導や、保護者への啓発を行っていたか。

## SNS等に関する事故の対応

## ポイント

### 犯罪に関わる行為は学

### 校だけで抱え込まない

#### 早期発見・早期対応と児童生徒の心のケア

##### 【相談できる関係・環境づくりの構築】

- 日頃から児童生徒、保護者との信頼関係を築き、相談できる人や場所を確保し、学校全体で相談体制の充実を図ります。また、アンケートの実施や相談窓口の周知等により、直接訴えることができないケースも想定し、事案の早期発見・早期対応に努めます。
- 学校は事故を把握した段階で、組織で情報を共有し、保護者の理解と協力を得ながら、迅速な対応を行います。

##### 【心情等に配慮した聴き取りと心のケア】

- 聴き取り方によっては、個人情報流出や更なる拡散につながる危険性があります。関係機関と対応を協議し、助言を受け、当該児童生徒及び保護者の意向も踏まえながら、学校の対応方針を決定します。
- 聴き取りは同性の教職員が行うなど配慮し、場合によってはスクールカウンセラーと協力して心情の把握に努めましょう。

##### 【警察等関係機関との連携を早期に検討】

- 校内だけでは対応できない、深刻な事態に発展することが多いため、児童生徒から話があった初期段階で管理職へ報告し、関係機関との連携を視野に入れて対応しましょう。特に、法的な対応が必要な場合、迷わず警察に相談する必要があります。
- 警察での事実認定には、証拠となる端末（スマートフォン等）が必須であることから、消去・改ざん等がないよう、速やかに警察に提出する必要があります。

##### 【いじめ事案としての対応】

- SNS等によるポルノ被害や誹謗中傷は、いじめ事案に該当する場合があります。警察への相談で学校対応が終了するわけではないことに留意し、警察と連携しつつ、学校として、いじめ事案対応を行います。

#### 未然防止と再発防止

##### 【教育課程全体での未然防止と再発防止】

- SNS等の問題は、学校や教職員が気付いたときには取り返しのつかない、大きな問題に発展していることがあります。そのため、問題が起きてからの対応ではなく、問題が起きないように教育課程全体を横断して未然防止に取り組む必要があります。

例) 警察と連携した「スマホ安全教室」の開催、児童生徒主体のルール作り、フィルタリング等の普及啓発、情報モラルについての授業等



#### 初期対応のポイント

P3参照

- 組織での情報共有
  - 速やかな情報共有、万が一を想定した対応方針の検討
- 保護者連絡
  - 迅速な保護者への一報、保護者への十分な説明
- 明確な役割分担
  - 保護者連絡、対応記録、聴き取り等の役割分担
- 正確な事実把握
  - 聴取による正確な事実確認
- 関係機関への通報・協力要請
  - 教育委員会や警察等、各関係機関への通報・協力要請

どの事例でも共通すること

#### 事故に対する責任の考え方（裁判例等）

##### 【いじめ防止対策推進法第2条】

…いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）…

##### 【児童ポルノ防止法第7条第1項】

自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者は…に処する。→児童ポルノの「所持」罪

##### 【児童ポルノ防止法第7条第2項】

児童ポルノを提供した者は、…に処する。→児童ポルノの「提供」罪

##### 【児童ポルノ防止法第7条第3項】

自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを製造した者は…に処する。→児童ポルノの「製造」罪  
※「製造」とは、携帯電話機等に児童ポルノデータを保存する行為など

##### 【児童ポルノ防止法第7条第6項】

単に個人に提供するとどまらず、児童ポルノをインターネット上に投稿したりして、「不特定若しくは多数の者に提供」し、あるいは「公然と陳列」した者は…に処する。→児童ポルノの「公然陳列」罪

#### スクールロイヤーからのアドバイス

SNSを通じてクラスメイトである相手方を傷つける言動を行った場合、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」に該当します。

SNSの投稿は、スクリーンショット等を通じて容易に拡散してしまうことから、迅速な対応が求められます。

他方、SNSを通じたいじめ事案は、事実認定の根拠として各スクリーンショットなどを保存することが求められます。しかし、本件の事例のように被害児童生徒にとってセンシティブな事案の場合には、二次被害にならぬよう、また、児童ポルノ禁止法との兼ね合いからも慎重に判断がなされるべきであると考えられます。

学校組織内だけでなく、警察とも連携した動きが求められるべきでしょう。



## 類似例

- ・ 生徒Aから担任に、SNS上で生徒Bの不適切動画が拡散していると相談があった。聴き取りを進めると、生徒Cがふざけて動画を複数の生徒に送り、そこから拡散したことが分かった。
- ・ 児童がSNSで知り合った成人に裸の画像を送ってしまい、翌日、心配になり担任に相談した。
- ・ 保護者から「SNS上で、子供の誹謗中傷が続いており、登校したくないと言っている」と相談があった。

# 1 重大な事件や事故が発生した際の保護者・報道機関対応

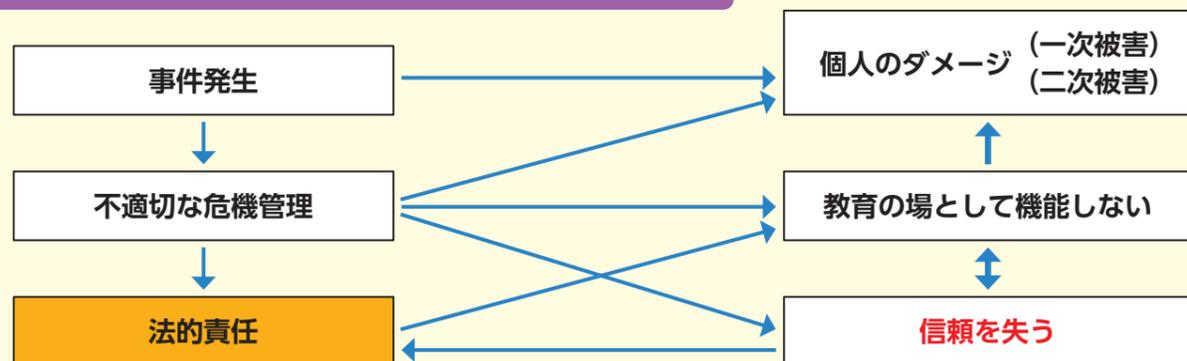
II 迅速・適切な初期対応  
III 学校事故事例  
IV 事後の支援・対応  
V 再発防止と未然防止  
VI 参考資料

II 迅速・適切な初期対応  
III 学校事故事例  
IV 事後の支援・対応  
V 再発防止と未然防止  
VI 参考資料

## 重大な事件や事故が発生した際の学校状況

学校で重大な事件や事故が発生した場合、学校は混乱に陥ります。動揺する児童生徒への対応に加え、報道機関からの取材や保護者からの問い合わせへの対応が加わると、身動きが取れず、混乱に拍車がかかります。このような場面では、児童生徒の二次被害が拡大し、**学校の対応の不備により、児童生徒や保護者の信頼を失い、校内での心のケアはできなくなってしまう危険性があります。**

### 危機が深刻化してしまうパターン



## 保護者への対応

### 【保護者への対応における具体的な課題】

- 正確で十分な情報を保護者と学校が共有するための情報発信
- 保護者が落ち着いて、子供に適切に関わることができるための情報発信
- 子供のために協力していくことの確認と具体的な計画



### 【保護者への伝え方】

- ・全ての保護者に、何が起こったのか、学校がどう対応したのか、これからどうするのかを早急に伝える必要があります（被害児童生徒保護者と相談の上、説明内容を決定します）。
- ・また、子供へどう関わったら良いかなど、専門家からの説明も必要です。
- ・これらを迅速に行わないと、保護者の戸惑い、子供への不適切な関わり、学校への不信感を助長してしまいます。
- ・（事案にもよりますが）早急に保護者会を開くとともに、積極的に情報発信する必要があります。
- ・保護者への重要なお知らせは、できる限り、報道よりも先に保護者に伝わるような努力が必要です。

## 臨時保護者会

### 教育委員会（教育相談課）と共に考えます

#### 準備

- 1 職員会議で、保護者会開催に当たっての共通理解を図ります（目的、内容、役割分担等）。また、PTA会長等に事件や事故の概要と学校の方針を説明し、保護者会の日時、目的、内容等について理解を求めます。
- 2 保護者案内文を作成し、発出します（事件や事故の被害児童生徒の保護者に内容を確認し了承を得た上で発出します）。
- 3 当日の説明資料やQ & Aを作成します。
- 4 会場準備等、教職員で協力して準備を進めます。

#### 開催

<一例>

- 1 事件や事故の発生状況、学校の対応状況、これまでの安全対策の状況
- 2 再発防止と保護者への協力依頼
- 3 質疑応答

#### ※配慮事項

- ・保護者に正確で十分な情報を伝えるとともに、それを根拠とした再発防止策を示します（学校の誠意と真摯な対応を伝える）。
- ・個人情報や人権に十分配慮して説明します。

#### 開催後

- 1 保護者会で確認した内容を全教職員で再度共通理解し、提示した再発防止策を確実に実践することが大切です。
- 2 保護者会で説明した内容、保護者からの質疑、学校の応答内容等について記録の概要をまとめます。保護者会を欠席した家庭に対し、電話連絡や資料配付等により共通理解を図ります。
- 3 学校だより等を用いて、事後の学校の取組や様子等を積極的に保護者や地域に発信することも大切です。

## 報道機関への対応

### ● 窓口の一本化

- ・報道機関への対応は、原則として管理職が窓口として対応します。窓口を一本化することで、情報が正確かつ齟齬が生じないようにします。



### ● 教育委員会・関係機関との連携

- ・報道機関への対応、発表方法、発表内容などについて、教育委員会や関係機関と連携し決定します。

### ● 全教職員の共通理解・共通行動

- ・全教職員で対応等について共通理解し、共通した行動ができるようにします。

### ● 児童生徒への配慮

- ・登下校中の取材など、児童生徒が不安を感じることがないように報道機関と調整したり、教職員による巡回を行ったりすることも重要です。

## 2 児童生徒の心のケア

### 児童生徒のサインを見逃さない

#### 日常の健康観察の重要性

危機に直面すると、どの児童生徒にも心身に様々な反応（ストレス反応）が現れることがあります。ストレス反応に的確に対応するためには、まず、日常の様子との変化に気付くことが重要です。そのためには日頃から、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察を実施することが大切です。

また、心身の健康状態に不安を抱えている児童生徒は、危機に直面したときに問題が表面化しやすいため、心身の状態の変化などに留意して健康観察を行うことが必要です。

#### 危機発生時の健康観察のポイント

事件・事故や災害発生時における児童生徒のストレス反応の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、児童生徒が示す心身のサインを見逃さないようにすることが大切です。（右記「ストレス反応の例」参照）

反応には個人差があります。サインを出さない児童生徒や、出せない児童生徒がいること、時間が経過してから表出する児童生徒がいることを理解し、見守り続けることが大切です。

#### 教職員の心身の状態にも目を向けましょう

正常化へのバイアスに注意が必要です。人は深刻な状況になると実際の危機を過小評価する傾向があります。

まずは、教職員自身のセルフチェックを行いましょう。例えば①健康状態は問題ないか②情緒面は落ち着いているか③個人的な心配事を抱えてないか、など。

### 危機発生

#### ストレス反応の例

##### ◆身体に現れる反応の例

- 各部の痛み（頭痛、腹痛など）、吐き気、めまい、夜尿、食欲不振
- 眠れない、怖い夢を見る



##### ◆気持ちの落ち込み

- 抑うつ感、無力感、罪悪感

##### ◆心に現れる反応の例

- ひとりであるのを怖がる、大人と離れたがらない
- 怒りっぽい、イライラする、感情の起伏が激しい
- 落ち着きがなくなる、集中できない
- 怖かった体験や不安を繰り返し話す
- 怖かった体験や不安を一切話したくない
- 出来事が自分のせいで起きたと自分を責める
- 出来事が誰かのせいで起きたと誰かを責める
- 良い子になりすぎる



### 時に児童生徒が示す心身のサインとその対応

#### 急性期のストレス反応が現れている児童生徒への対応

- 普段どおりの学校生活の中で、教職員が落ち着いて、いつもの関わりや働き掛けをします。
- 児童生徒が“心配なこと”、“気掛かりなこと”を自分から話し出すときには、途中でさえぎったりせず、最後まで傾聴します。
- あまり話したがないときには、無理に話させたり、聞き出そうとしたりしないようにします。
- 怖がる場合や今までできたことができなくなった場合は、無理をさせず、手伝ったり付添ったりして安心させるようにします。
- いつもより意識して言葉を掛け、安心できる雰囲気をつくるようにします。



※ストレス反応は「誰にでも起こる正常な反応」で、児童生徒の安全・安心を確保することで大半は時間とともに薄らいていくことを覚えておきましょう。

#### 長期的な心のケア（死が伴う・非常災害など）

- 重大な事件や事故、非常災害に遭遇したり、直接的な関わりをしたりした場合には、フラッシュバックすることが考えられます。
- 重大な事件や事故、非常災害から1週間、1か月、1年など、節目節目の時に、感情が大きく揺れることを「アニバーサリー反応（記念日反応）」と言います。出来事が起こった日付と一緒にその体験が記憶されるため、意識していなくても、その日付が近づくにつれて心身が反応してしまうことがあります。つらい反応ですが、異常な反応ではなく、大半は時間とともに薄らいていくと言われています。上記「急性期のストレス反応が現れている児童生徒への対応」を参考に対応しましょう。

※強いストレス時から1か月以上症状が継続する場合は、外傷後ストレス障害（PTSD）の可能性も考えられます。専門家へのつながりが必要となりますので、教育相談課教育相談班へ御相談ください。

### スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

#### 〈スクールカウンセラー〉（以下、SC）

心理の専門家として、児童生徒のカウンセリングや教職員への助言だけでなく、気になる児童生徒や学級の様子を見てもらい、見立ててもらったり、職員会議やケース会議に参加してもらったりして、専門的なアドバイスをもらうこともできます。教職員から見て、児童生徒に気になる（心配な）ことがある場合や、いつもと違う様子（症状）があり長引く場合等は校内で情報共有し、教職員からSCに相談しましょう。

#### 〈スクールソーシャルワーカー〉

福祉の専門家として、児童生徒や家庭が抱える諸問題に対して、児童生徒とそれらを取り巻く環境に焦点を当て、児童生徒が健全に学校生活を送れるように、環境改善に向けた支援を行います。

「児童生徒が充実した学校生活を送るためのスクールソーシャルワーカー活用ハンドブック（R5.3）」参照

### スクールカウンセラーによる心のケア緊急支援

重大な事件や事故、非常災害が発生した場合、教育委員会が学校と連携し、心のケア緊急支援として、緊急支援SCや学校配置SCの派遣を行います。SCの専門的な視点から児童生徒の心の状態を見極め、学校とSCが役割分担しながら「心のケア」を実施します。

#### 派遣までの流れ

- ① 当該校長が教育委員会（教育相談課教育相談班 ☎214-0004）に一報、続報を入れる。
- ② 被害の状況に応じて、教育委員会が緊急支援の必要性を判断する。
- ③ 学校でハイリスク者のチェック（当該児童生徒との関係が強い子、発達に特性のある子など）を行う。
- ④ 緊急支援SCや学校配置SCを派遣し緊急支援を実施する。

# 3 学校事故の補償制度

## ① 学校管理下の事故

### 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用できます

※加入者を対象

※災害共済給付制度とは、学校の管理下での児童生徒の災害（けが等）の治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う「国・学校の設置者（仙台市）・保護者」の三者が負担する互助救済制度です。

#### 給付の対象

学校の管理下のけが又は病気（中毒、溺水、熱中症など）で、初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上（診察報酬請求点数が500点以上）の場合が対象



#### 給付の対象とならない場合

- 健康保険証が使えない治療の場合
- 第三者から損害賠償を受けた場合
- 風水害や震災等の非常災害による場合
- 生活保護世帯の場合（※障害見舞金、死亡見舞金は給付対象）

※制度について、間違った説明や説明不足が、トラブルの原因となることもあるので、注意が必要です。説明に不安がある場合は教育委員会（健康教育課 ☎ 214-8881）に相談しましょう。

#### よくあるトラブル

【例】保護者から「歯の治療費は、センターから全額支給されると学校から聞いていた。将来的に様々な治療ができるように自由診療としたのに、給付金が全額支給されないのはどういうことだ」と連絡が入った。

➔ **歯の治療には2通りの方法があります。**

- 健康保険証が適用される治療
- 自由診療（健康保険証によらないもの）

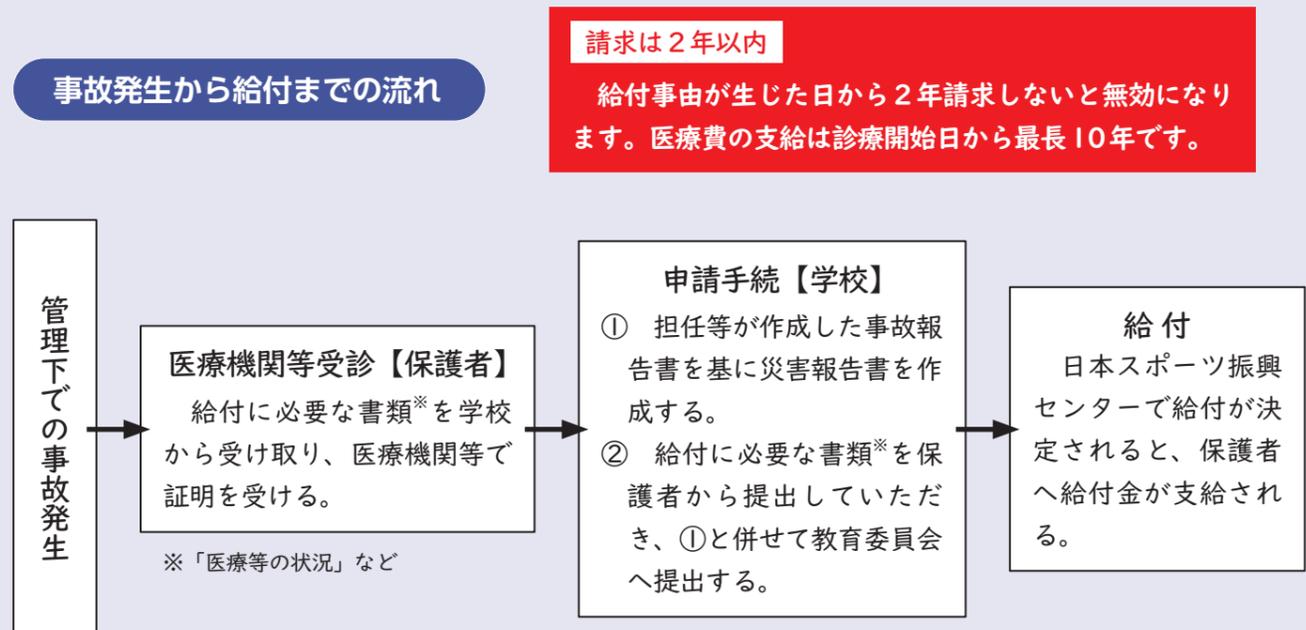
※ただし、歯科補綴や欠損などは「障害見舞金」の対象となる場合があります（本数を確認すること！）

（センターの）給付対象になるのは①だけです。

※慌てずに、（センターの）制度を確認してから説明をしましょう。  
 ※判断に迷う場合は、教育委員会（健康教育課）に相談しましょう。



#### 事故発生から給付までの流れ



請求は2年以内  
 給付事由が生じた日から2年請求しないと無効になります。医療費の支給は診療開始日から最長10年です。

#### 給付金の種類と額

- 医療費（窓口での自己負担額 + 療養に要する費用として1割分）
  - 障害見舞金（管理下での負傷又は疾病が治った後に後遺障害が残った場合）
  - 死亡見舞金（管理下において発生した事件に起因する死亡及び発症した疾病に直接起因する死亡、突然死）
- ※障害見舞金と死亡見舞金の詳細については、日本スポーツ振興センターのホームページを参照してください。

## ② 学校管理下外の事故

### 仙台市PTA協議会の傷害補償制度を利用できます

※加入者を対象

#### 給付の対象例

- 家庭内でのけが
- 公園などで遊んでいたときのけが
- 登下校中のけが
- PTA活動中のけが
- 帰宅後、学校に戻り、遊んでいたときのけが
- PTA夏季休業中プール開放事業時のけが

※事故が発生したら、保護者自身が取扱保険会社の事故受付センターへ事故を報告して、手続きの指示を受けるのが原則ですが、学校からも仙台市PTA協議会の傷害補償制度があることを伝えるとよいでしょう。

II 迅速・適切な初期対応  
 III 学校事故事例  
 IV 事後の支援・対応  
 V 再発防止と未然防止  
 VI 参考資料

II 迅速・適切な初期対応  
 III 学校事故事例  
 IV 事後の支援・対応  
 V 再発防止と未然防止  
 VI 参考資料

# 再発防止

# 未然防止

同様の被害を繰り返さないための取組を具体的に示し、実践します。

## 再発防止策の考え方

学校の管理下における事故等について、学校は発生原因の究明、それまでの安全対策の検証、再発防止策の策定と実践、被害児童生徒保護者への十分な説明、状況に応じた児童生徒への継続的な支援が求められます。



可能な限り正確な事実や状況を把握しなければ、正しい原因究明や学校対応の検証ができず、具体的な再発防止策を講じられません。

事故は未然に防止することが一番重要です

## 安全管理

- 定期的に学校の施設や設備を点検し、事件や事故につながらないように修繕したり、利用停止にしたり、ルールや決まりの遵守を徹底したりして発生の防止に努めます。
  - ・計画的な点検の実施
  - ・事故等情報を生かした点検
  - ・関係機関と連携した点検



## 安全教育

- 児童生徒が危険に気付いて回避したり、被害に遭わないように自ら判断したりする力を育成するための予防的な指導を行います。また、学校の施設や設備の使用について事前に指導を行います。
  - ・安全に関する資質・能力の育成
  - ・教育活動を通じた取組（地域安全マップの作成等）

## 再発防止と未然防止が循環



した対応となることが大切です!

## 保護者への十分な説明のポイント

### 【正確な事故発生状況の把握】

- ・いつ、どこで、誰が、どのように
- ・自損事故か、加害児童生徒がいるのか



### 【原因究明・学校対応の検証】

- ・発生原因は何か
- ・学校の対策・対応は適切だったのか
- ・学校の対応に不十分な点はなかったのか
- ・よりよい対応のために何が必要だったのか

### 【具体的な再発防止策】

- ・発生原因の究明と学校対応の検証後、学校は再発防止策を講じます（いつからいつまで、誰が、どこで、どんな取組をするのかを具体的に定めます）。

## 組織での再発防止策の徹底

- 全教職員が再発防止策を共通理解し、同様の事故が繰り返されない取組を徹底します。**組織体制を整備する等、再発防止が仕組みとして機能するようにします。また、職員会議等で周知することにより、全教職員の意識の高揚を図ります。

## 重大な事件・事故への対応

- 文部科学省が定める「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）では、事故を検証し、今後の対策に生かすため、基本調査（基本調査を踏まえ必要な場合は詳細調査を行う）の実施を求められています。

## 危機管理体制の整備

- 事件や事故、災害が潜在的で突発的な危険因子により引き起こされ、その発生や影響を回避できなかった場合に、できる限り迅速に対応を開始し、被害を最小化するため、次のような事柄を想定した準備が必要になります。

### ① 危機管理マニュアルの整備

児童生徒、教職員の安全を確保した上で、学校内では、現況の報告、情報の収集、会議、状況判断と意思決定、情報の伝達と共有、集会、集団管理、心のケアなどを想定します。学校外の対応としては、保護者、教育委員会、警察、消防、医療機関、保健所、児童相談所、周辺の学校などに対し、連絡、説明、協力や支援の要請などを行うとともに、学校ホームページやマスコミを通じた情報発信等を行うことが想定されます。

### ② 危機対応の実践的研修

積極的な備えのためには、研修が必要です。事件・事故、災害発生時の学校運営を想定した研修では、学校組織の再編成、短縮授業や休校、保護者説明会、行事予定などについて協議し、記録と情報管理、マスコミ対応を含めたシミュレーション訓練を実施し、危機対応マニュアルや教職員間の申し合わせ事項を確認しておきます。

### ③ 日常の観察や未然防止教育等の実施

日常的な教育活動における未然防止の取組も重要です。学級担任が朝の健康観察により児童生徒の心身の健康課題に気付き迅速に対応したり、教職員間でリスクへの気付きを共有したり、校務分掌間で早期に対応したりすることが未然防止につながります。

## 児童生徒及び学校施設に関わる事故等の報告について

### 1 事故等発生時の第一報について

事故等が発生した場合、下表に従って第一報を入れること。

事故等の態様	報告先	備考(追加連絡先等)
児童生徒の事故等	教育相談課 生徒指導班 電話：214-8878	○けがに関する保険(日本スポーツ振興センター)に関係する場合は、健康教育課保健体育係(電話：214-8881)にも連絡・相談のこと。
児童生徒による 器物(施設)損壊等		○施設の修繕が必要または可能性がある場合は、学校施設課にも連絡・相談のこと。
校舎侵入事故等 (侵入者に関わらず)		
児童生徒が関係しない 器物(施設)損壊等	学校施設課整備係 電話：214-8867	○給食車による事故の場合は、健康教育課にも連絡・相談のこと。
学校プールへの侵入・ いたずら等	学事課教具係 電話：214-8862	
学校給食に関する事故等 (異物混入等)	健康教育課給食事業係 電話：214-8868	
各種生涯学習事業に 関する事故等 (施設開放によるもの等)	生涯学習課生涯学習係 電話：214-8887	○児童生徒以外の活動者・利用者等に関する事故についても連絡・相談のこと。
教職員に関わる事故等	教職員課教職員人事係 電話：214-8872	
個人情報に関する事故等 (情報漏洩等)	教育指導課情報化推進係 電話：214-8421	

※教育相談課以外の所属が学校からの事故等に係る連絡を受けた場合は、教育相談課と共有すること。同様に教育相談課においても、必要に応じて関係課と情報を共有するものとする。(相互に共有)

### 2 対応後の事故報告書の提出について

- 事故報告書は、**教育長あて正本1部、写し1部**を、事故等が発生してから一週間程度を目途に提出すること。
- 原則として**直接持参し、教育相談課主幹に説明の上、提出すること**。ただし、軽微な事故の場合は持参によらず、巡回郵便も利用可とする。〔親展扱い〕とし、「事故報告書在中」と朱書きで表書きすること。
- 作成にあたっては、「事故報告書記入例」を参考にし、正確かつ簡潔に記載すること。  
※「事故報告書様式(記入例含む)」は、C4 t h「書庫」→「教育相談課」→「生徒指導班」フォルダ内を参照。
- 「教職員に関わる事故報告書」については、教職員課へ別途提出すること。
- 「学校給食に関わる事故のうち異物混入・欠食等に関わる事故報告書」については、健康教育課へ別途提出すること。
- 各種生涯学習事業に関する事故等については、「生涯学習事業事故報告書」を生涯学習課へ提出し、生涯学習課は、必要に応じて教育相談課へ情報共有すること。
- 詳細については、仙台市立学校の管理運営に関する規則・学校事務提要を参照のこと。

## スクールロイヤー事業について

### 1 事業内容について

- 学校法律相談(学校が直面する諸課題に対する適切な対応の在り方についての助言指導)

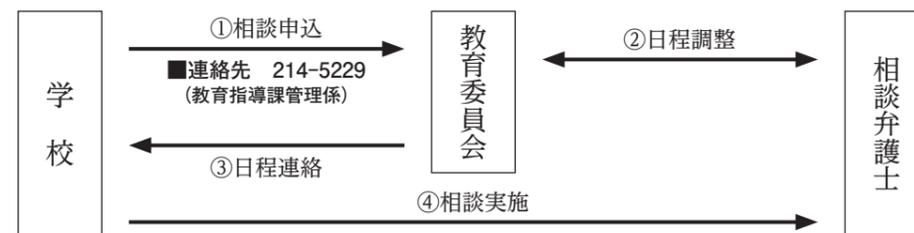
※30分単位でのオンライン相談も可能

※困難ケースになる前の相談も可能

〈相談対象となる事案例〉

- いじめをはじめとする児童生徒の問題行動、親子の問題等
- 保護者、近隣住民への対応(不当要求等)
- その他の学校組織が抱える諸問題  
(指導上の問題、学校事故、教育活動や児童生徒との関係でコンプライアンスの観点から対応を要する事案への対応等)  
※但し、市や市教委が直接対応すべき事案を除く。  
※スクールロイヤーは、学校からの相談に幅広く応じるが、あくまでも第三者的な立場で助言指導を行うものであり、学校側の代理人となって活動する制度ではない。

〈法律相談までの流れ〉



- 学校訪問(いじめ事案に係る学校の留意点や改善点等についての助言指導)
- 教員向け校内研修(夏季休業中)、教員向け全体研修での講義
- 児童生徒向けいじめ予防授業(対象学年：小学校5年生から高校3年生)

### 関係機関の連絡先

#### 仙台市内警察署

仙台中央警察署	☎ 222-7171
仙台南警察署	☎ 246-7171
仙台北警察署	☎ 233-7171
仙台東警察署	☎ 231-7171
泉警察署	☎ 375-7171
若林警察署	☎ 390-7171

#### 仙台市児童相談所

☎ 219-5111 (代表)
☎ 718-2580 (相談専用電話)
☎ 219-5220 (親子こころの相談室)
★虐待が疑われる際の通告や相談
★保護者からの子どもの養育に関する相談

#### 仙台市教育局学校教育課教育相談課

教育相談班	☎ 214-0004
生徒指導班	☎ 214-8878
いじめ不登校対策班	☎ 214-8780
教育支援センター	☎ 303-6551

#### 仙台市こども若者相談支援センター

☎ 214-8602
★子育てや学校生活に関する電話相談、面接相談

II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

VI 参考資料

II 迅速・適切な初期対応

III 学校事故事例

IV 事後の支援・対応

V 再発防止と未然防止

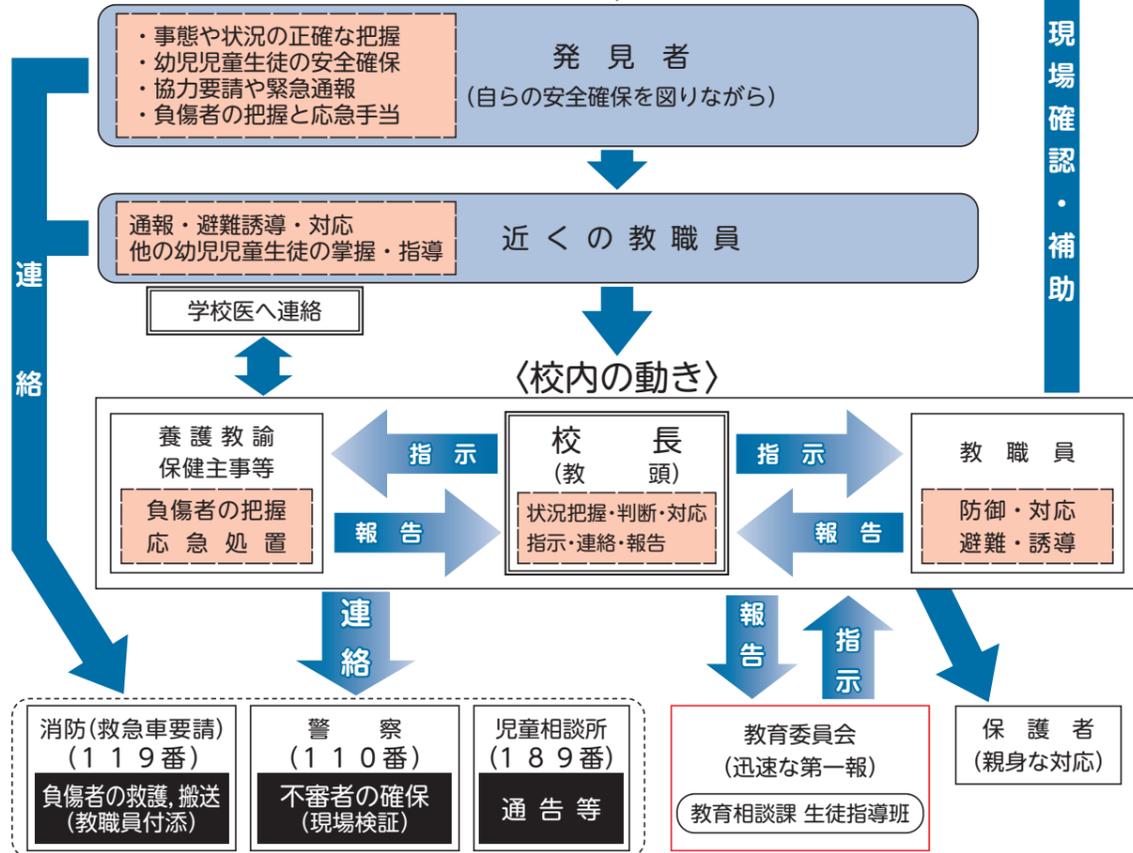
VI 参考資料

緊急事態発生時の対応

大切な子どもの命を守ろう！

- ① 幼児児童生徒の安全確保  
生命維持優先
- ② 冷静で的確な判断と指示
- ③ 適切な対処と、迅速、正確な連絡・通報

事件・事故発生現場



正確な事件・事故状況のチェックポイント

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 発生時刻・場所の確認             | <input type="checkbox"/> 救急処置の状況把握     |
| <input type="checkbox"/> 当事者及び関係者である幼児児童生徒      | <input type="checkbox"/> 教職員の役割分担      |
| <input type="checkbox"/> 施設設備の状況(瑕疵の有無)         | <input type="checkbox"/> 被害状況の把握       |
| <input type="checkbox"/> 実際の指導の流れ               | <input type="checkbox"/> 再発防止に向けての対応策  |
| <input type="checkbox"/> 教職員の指示・注意              | <input type="checkbox"/> 時系列の記録        |
| <input type="checkbox"/> 事故に関係した幼児児童生徒の動き(事実確認) | <input type="checkbox"/> 報道関係者等との窓口一本化 |
| <input type="checkbox"/> 教職員の位置関係               | <input type="checkbox"/> 現場写真          |

- ・幼児児童生徒関係 → 教育相談課
- ・感染症、熱中症、食中毒等 → 健康教育課
- ・教職員関係 → 教職員課
- ・地震災害関係 → 教育指導課、学校施設課

事故報告書の作成

参考・引用文献

- 「生徒指導提要（令和4年12月）」文部科学省
- 「学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」文部科学省
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」文部科学省
- 「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために」文部科学省
- 「こころのケアについて」教育相談課スクールカウンセラー
- 「学校危機へのベストポジション」文部科学省
- 「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」文部科学省
- 「見てわかる生徒指導ハンドブック 子どもたちの安全・安心を守るためのハンドブック（令和2年3月）」仙台市教育委員会

アドバイザー

男澤 拓 弁護士

令和5年度 生徒指導推進委員

- |                           |                         |
|---------------------------|-------------------------|
| 委員長 遠藤 雅範（仙台市立七北田小学校教頭）   | 副委員長 大内 一史（仙台市立柳生中学校教頭） |
| 青沼 佳（仙台市立片平丁小学校主幹教諭）      | 山田 武裕（仙台市立第一中学校教諭）      |
| 野地 修（仙台市立柳生小学校主幹教諭）       | 白濱 圭太（仙台市立茂庭台中学校教諭）     |
| 武山 潤子（仙台市立向陽台小学校教諭）       | 栗和田祥郎（仙台市立南吉成中学校教諭）     |
| 赤間 早苗（仙台市立錦ヶ丘小学校養護教諭）     | 佐藤 綾子（仙台市立館中学校養護教諭）     |
| 長谷川朋彦（仙台市こども若者相談支援センター主査） | 上遠野健児（仙台市児童相談所主査）       |

事務局

教育相談課

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 鶴岡 勝彦（課長）            | 中村 讓（主幹兼主任指導主事）  |
| 高橋 研（主幹兼主任指導主事）      | 佐々木 宏（主幹兼主任指導主事） |
| 遠藤 克宏（主幹兼適応指導センター所長） | 遠藤 拓也（主任指導主事）    |
| 佐藤 一博（主査）            | 平磯 潔（指導主事）       |
| 佐藤 真至（指導主事）          | 土井 清文（指導主事）      |

健康教育課

佐藤 真弓（指導主事）